

令和元年7月25日
教 育 委 員 会

令和2年度から
君津地区における「学区の弾力化」を実施します

君津市の児童生徒については、原則、指定された学校に通学しています。

しかし、宅地開発や道路の延伸など時代の流れと共に、指定学校よりも他校のほうが近く、子どもたちがすれ違って逆方向に登校するなど、いわゆる「学区のねじれ」が発生しています。

従来の通学区域制度は残したままで、君津地区の一部区域において隣接する学校への通学を積極的に認め、「学区のねじれ」を解消します。（学区の弾力化）

君津地区を対象とした学校再編第2次実施プログラムの策定に先行して、児童生徒が安全安心で通学しやすい環境を整えていきます。

記

- 1 実施時期 令和2年度から
- 2 対象区域及び承認校 別紙のとおり
- 3 手続き 従来の指定学校変更の手続きを大幅に簡略化
●**手続きのイメージ**（教育委員会が指定する対象区域のみ）



- 4 周知方法 <対象区域の年長児> 就学時健康診断の通知でお知らせ
<対象区域の小1～中2の児童生徒> 学校を通じてお知らせ

【本件に関する問い合わせ先】

君津市教育委員会学校再編推進課 担当：金田・小倉

電話：0439-56-1562 FAX：0439-56-1627

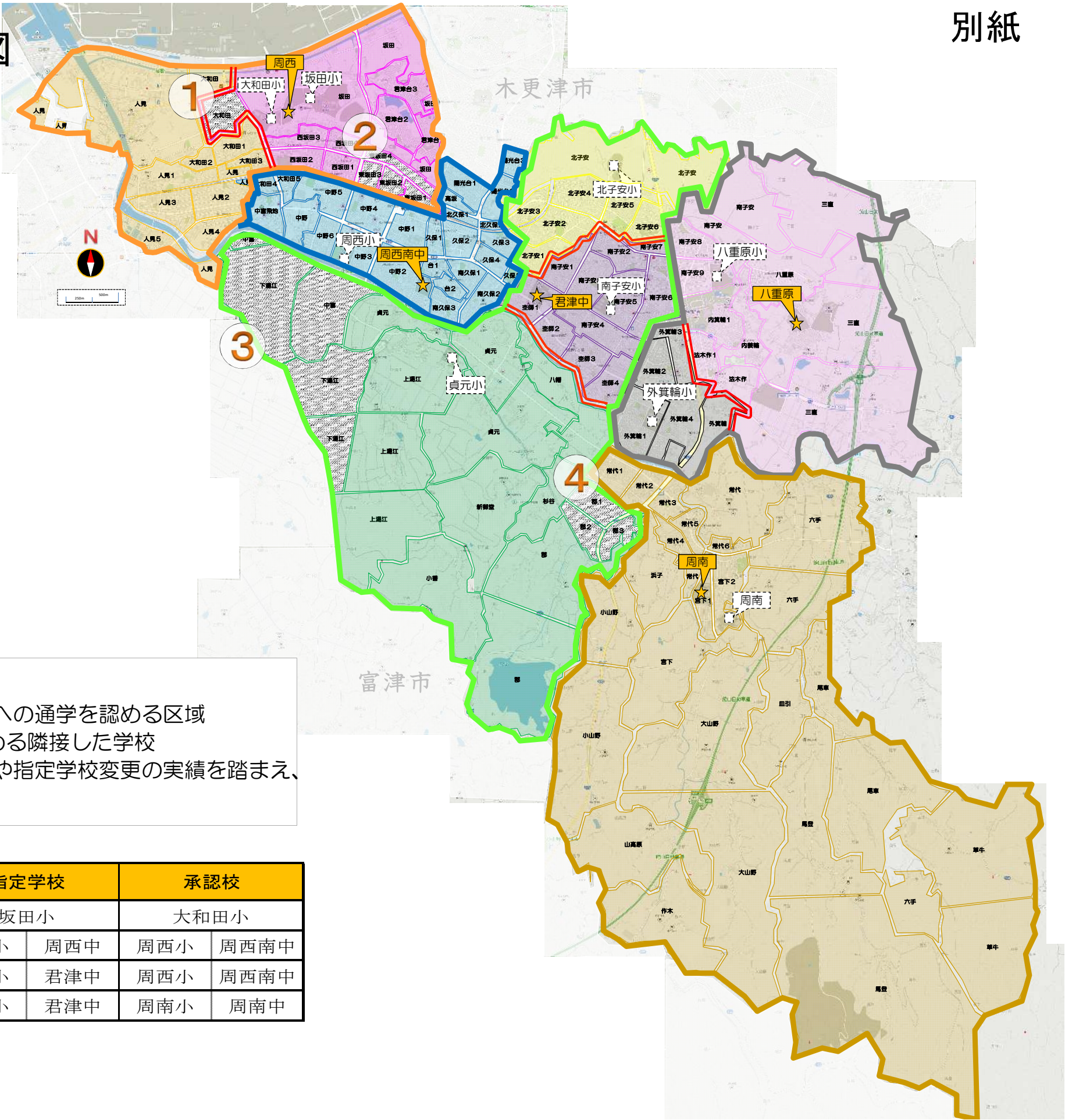
メール：gakkou-saihen@city.kimitsu.lg.jp

君津地区市立小・中学校学区図

中学校区

小学校区

学区弾力化
対象区域



「対象区域及び承認校」

対象区域について・・・指定学校の他に承認校への通学を認める区域
承認校について・・・教育委員会が通学を認める隣接した学校
対象区域及び承認校については、地理的状況や指定学校変更の実績を踏まえ、次の表のとおりとしました。

表:学区弾力化の対象区域及び承認校

No	対象区域	指定学校		承認校	
①	君津製鉄所大和田社宅（A棟・B棟）	坂田小		大和田小	
②	東坂田1丁目～4丁目	坂田小	周西中	周西小	周西南中
③	下湯江、中富（貞元小・君津中学区）	貞元小	君津中	周西小	周西南中
④	郡1丁目～3丁目	貞元小	君津中	周南小	周南中